

<一般委託>

ネットワーク運用保守業務委託(一般委託)仕様書

ネットワーク運用保守業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本業務は、上下水道局内のネットワークを正常かつ円滑に使用できるよう、ネットワーク運用についての保守を行うものである。
2	履行期間	令和4年11月1日から令和5年3月31日
3	施行場所	①横須賀市小川町11番地(横須賀市役所本庁舎) ②横須賀市西逸見町2丁目10番地(逸見総合管理センター) ③横須賀市三春町2丁目1番地(下町浄化センター)
4	業務内容	別紙「ネットワーク運用保守業務委託仕様書」のとおり
5	特記事項	別紙「ネットワーク運用保守業務委託仕様書」のとおり
6	関係法規	
7	資格要件	
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	横須賀市上下水道局技術部 計画課 松田 哲朗 電話番号046-822-8630

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

ネットワーク機器保守業務委託 特記仕様書

横須賀市上下水道局（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）は、本仕様書に記載する諸条件をもって、保守を行うこと。

（保守目的）

第1条 本契約作業は、甲のネットワークを正常かつ円滑に使用できるよう、乙が定期点検及び障害保守を行うものである。

（保守対象システム）

第2条 本契約により委託業務の対象となる機器（以下「対象機器」という。）は別紙「保守対象機器表」のとおりとする。

（保守内容）

第3条 保守内容は次のとおりとする。

（1）予防保守

乙は、装置の正常な運転状態を維持するために、定期的に装置の点検、調整、部品の交換等の作業を行うものとする。

（2）緊急修理保守

装置の故障が発生した場合、乙は甲の通知により技術員を派遣して必要な修理を行うものとする。原則、技術員の派遣は甲の通知日から起算し翌日までとする。

（3）障害対応

乙は、ネットワーク機器の運用において障害や不具合が発見された場合、甲の通報に基づき速やかに原因調査、修復作業を実施する。

（4）問い合わせ対応

甲の電話又は文書等によるネットワーク機器の運用や、機能面における問い合わせについては、乙に対して連絡を行い、乙は速やかに回答する。電話受付時間は、原則として平日の9時00分から17時00分までとする。

(除外作業)

第4条 次の各号に定める装置の作業については、本サービスに含まれないものとする。ただし、乙は、その必要が認められる場合には、甲乙別途協議のうえ実施時期、対価の金額その他必要事項を決定し、当該作業を行うものとする。

- (1) 対象機器の移設及び撤去に関する作業並びに立会い
- (2) 甲の要求による対象機器の改造
- (3) 対象機器の日常の清掃、点検及び運転
- (4) 記録媒体、プリンタ用インクカートリッジ、用紙その他の消耗品の供給
- (5) 天災、地変その他乙の責に帰すことのできない事由により対象機器に生じた故障の修理
- (6) 対象機器設置環境条件に反したことにより対象機器に生じた故障の修理
- (7) 乙の指定品以外の消耗品及び記録媒体を使用したため、又は消耗品及び記録媒体の保管不備のために対象機器に生じた故障の修理
- (8) 甲の不適切な使用又は取扱いにより対象機器に生じた故障の修理
- (9) 乙以外の者が作成したプログラムに起因する対象機器の事故の調査
- (10) 対象機器の塗装及び仕上げ作業並びに当該作業に必要な資材の供給
- (11) 対象機器外部の電気作業及び対象機器に関する回線接続のための立会

(作業時間)

第5条 作業時間は次のとおりとする。

- (1) 作業時間は原則として平日の9時00分から17時00分までとする。

(責任)

第6条 本契約に基づく乙の保守業務に瑕疵があった場合、乙は本契約に基づき必要な保守業務を繰り返し実施することとし、保守業務の施行に関して生じた損害は、乙の負担とする。

(機密保持)

第7条 甲及び乙は、互いに本契約に基づく取引に関連して知り得た相手方の販売上・技術上又はその他の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。本契約終了後といえども同じとする。

(個人情報等の保護)

第8条 個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報（特定個人情報を含む）の取扱いに関する特記事項」によるものとする。

(管轄裁判所)

第9条 本契約に関する訴訟については、横浜地方裁判所横須賀支部をもって合意上の管轄裁判所とする。

(協議)

第10条 本仕様書に定めのない事項については、その都度甲と乙が誠意をもって協議し円満に解決を図る。

(保守管理期間)

令和4年11月1日から6年間とする。なお、令和5年度以降の保守委託契約については、本市議会において当該事業にかかる予算が承認された場合、年度ごとに保守契約を締結する。

ネットワーク機器保守業務委託 保守対象機器表

No.	品名	数量	保守対象機器 (○が対象)
1	ファイアーウォールログ管理兼不正接続防止コンソール用サーバ	1	○
2	ラック関連機器	1	○
3	ファイアーウォール	2	○
4	L3スイッチ	2	○
5	L3スイッチ用 ギガビットイーサネットネットワークモジュール	2	○
6	L2スイッチ	9	-
7	SFPモジュール	14	-
8	不正接続防止コンソール装置	1	○
9	無停電電源装置 (3000VA) ラック搭載モデル (SMT3000RMJ2U)	1	○
10	無停電電源装置 (1500VA) (SMT1500J)	7	-
11	ManageEngine Firewall Analyzer Professional Edition インストールメディア (CD)	1	-
12	ManageEngine Firewall Analyzer Professional Edition 2 Device pack ライセンス(初年度保守サポート付)	1	-
13	ManageEngine Firewall Analyzer Professional Edition 2 Device pack 年間保守サポート (次年度以降)	5	-

※品目は「ネットワーク機器更新業務委託」の「(別紙3)ネットワーク機器ほか購入仕様書」と同様

個人情報（特定個人情報を含む）の取扱いに関する特記事項

（個人情報を取り扱う際の基本的事項）

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報（特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を含む。）の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（適正な管理）

第2条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報を取り扱う従事者の範囲を具体的に定め、当該者以外の者が個人情報を取り扱うことがないよう必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、個人情報の保管にあたっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

5 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示又は承諾があるときを除き、個人情報を乙の事業所内から持ち出してはならない。

（管理責任者等の教育及び研修）

第3条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、横須賀市個人情報保護条例第14条（受託者等の責務）、第32条及び第33条（罰則）並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第48条、第49条、第50条及び第51条（罰則）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

（秘密の保持）

第4条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（収集の制限）

第5条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写等の禁止）

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために

甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は消去しなければならない。この場合において、電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

2 前項の規定により個人情報を甲に返還し、引き渡し、又は消去する場合において、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

3 乙は、前2項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(再委託の禁止等)

第9条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

(1) 再委託の相手方

(2) 再委託を行う業務の内容

(3) 再委託で取り扱う個人情報

(4) 再委託の期間

(5) 再委託が必要な理由

(6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者

(7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

6 乙は、再委託契約を行う場合には、この契約により第1条から前条までに規定する個人情報の取扱いに関する義務を再受託者にも遵守させなければならない。

(定期報告)

第10条 乙は、この契約による業務における個人情報の取扱状況について、甲に定期的に報告を行うものとする。

(立入調査等)

第11条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙（再受託者を含む。）に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は乙（再受託者を含む。）の事務所に立ち入ることができる。

2 乙（再受託者を含む。）は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

（事故発生時等における報告）

第12条 乙（再受託者を含む。）は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙（再受託者を含む。）は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

（補則）

第13条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。